○北広島町乳幼児医療費支給条例

平成17年2月1日条例第119号

改正

平成18年3月28日条例第12号 平成18年9月29日条例第87号 平成25年9月24日条例第35号

北広島町乳幼児医療費支給条例

(総則)

第1条 北広島町は、乳幼児の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児の健やかな育成を 図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児の医療に要する費用の一部を乳幼児を養育し ている者に支給する。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 乳幼児 出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
 - (2) 社会保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152 号)及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)をいう。
 - (3) 乳幼児を養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
 - イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持 する者
- 2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 3 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母 と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、 北広島町の区域内に住所を有する乳幼児(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2 に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、北広島町を転出する者を含む。)を養育している者で、当該乳幼児が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者 (生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、 入所等により、北広島町に住所を有することとなった者は対象としない。

(受給資格の認定)

- **第4条** 乳幼児医療の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき町長の認定を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者(以下「受給者」という。)に 対して乳幼児医療費受給者証を交付するものとする。

(給付の額)

- 第5条 乳幼児医療費の給付は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を給付する。
 - (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共 団体が負担する医療に関する給付相当額
 - (2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額
 - (3) 第6条の規定による一部負担金相当額
- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部負担金)

第6条 受給者は、乳幼児が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。) について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下において同じ。)ごとに1日につき500円(国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは

地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。)を、一部負担金として支払うものとする。ただし、乳幼児が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

- 2 受給者は、乳幼児が同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払いを、 次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項 の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払 うことを要しない。
 - (1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回
 - (2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回
- 3 受給者は、乳幼児が柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払いを4回行ったときは、その月のその後期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

- 第7条 乳幼児医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合には、 町は、乳幼児医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当 該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができ る。
- 3 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、乳幼児医療費の支給があったものと みなす。

(乳幼児医療費の支給の制限等)

第8条 受給者が乳幼児の疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち乳幼児医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において乳幼児医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した乳幼児医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

第9条 乳幼児医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は、担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の芸北町乳幼児医療費支給条例(昭和48年芸北町条例第33号)、大朝町乳幼児医療費支給条例(昭和48年大朝町条例第30号)、乳幼児医療費支給条例(平成13年千代田町条例第23号)又は豊平町乳幼児医療費支給条例(昭和48年豊平町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年3月28日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北広島町乳幼児医療費支給条例(平成17年北広島町条例第119号)第5 条及び第6条の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適 用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従 前の例による。

附 則 (平成18年9月29日条例第87号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の北広島町乳幼児医療費支給 条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年9月24日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに受けた医療に係るこの条例による改正前の北広島町乳幼児医

療費支給条例による医療費の支給については、なお従前の例による。

○北広島町乳幼児医療費支給条例施行規則

平成17年2月1日規則第71号

改正

平成18年6月29日規則第39号 平成23年2月1日規則第2号 平成26年9月26日規則第15号 平成27年12月28日規則第23号 平成28年3月25日規則第21号

北広島町乳幼児医療費支給条例施行規則

(総則)

第1条 この規則は、北広島町乳幼児医療費支給条例(平成17年北広島町条例第119号。以下「条例」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(認定申請等)

- 第3条 条例第4条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、受給者資格認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、町長が、添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。
 - (1) 乳幼児が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は社会保険各法による 被扶養者であることを証する書類
 - (2) 前項に規定する被扶養者の前年分の所得額(1月から6月までの申請の場合は、前々年分の所得とする。)を明らかにすることができる書類
 - (3) その他、町長が必要と認めた書類

(登録及び受給者証)

第4条 町長は、条例第4条の規定により受給資格があると認定したときは、当該受給者の登録を 行い、乳幼児医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(更新申請書等)

第5条 受給者は、養育している乳幼児について、当該乳幼児が満1歳から満6歳に達する日の属する月の末日から1月以内に、更新申請書(様式第1号)に第3条各号に規定する書類(同条た

だし書の規定により省略できる書類を除く。)を添えて、更新の申請をしなければならない。ただし、町長が、公簿等により更新に必要な事項を確認することができるときは、更新申請書の提出を省略させることができる。

(乳幼児医療費の請求)

- 第6条 条例第7条第1項の規定による乳幼児医療費の請求は、乳幼児医療費支給申請書(様式第3号)により行わなければならない。
- 2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が、町に対して同項の乳幼児医療費の支給額 を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものと する。
 - (1) 保険医療機関等(指定訪問看護事業者を除く。)が請求する場合 福祉医療費請求書(様式第4号)
 - (2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書(老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費) (様式第5号)

(支給額の決定)

第7条 町長は、受給者から前条の規定による請求があり支払額が決定したときは、支払通知書(様式第6号)により、その支払額等を当該受給者に通知する。

(受給資格の喪失及び返還)

- 第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 乳幼児が死亡したとき又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けたとき。
 - (2) 乳幼児の住所地が、北広島町の区域内でなくなったとき。
 - (3) 受給者が、乳幼児を養育する者でなくなったとき。
 - (4) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。
- 2 受給者は、前項の規定に該当するときは、速やかに受給者証を、町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

- 第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに乳幼児医療関係届(報告)書 (様式第7号)に受給者証を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき。
 - (2) 乳幼児の社会保険各法に基づく被扶養者又は国民健康保険法の被保険者たる資格に変更があったとき。

(受給者証の再交付申請等)

第10条 受給者は、受給者証を損傷し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようと するときは、乳幼児医療関係届(報告)書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の芸北町乳幼児医療費支給条例施行規則(昭和48年 芸北町規則第11号)、大朝町乳幼児医療費支給条例施行規則(昭和58年大朝町規則第14号)、乳 幼児医療費支給条例施行規則(平成10年千代田町規則第17号)又は豊平町乳幼児医療費支給条例 施行規則(平成4年豊平町規則第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それ ぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年6月29日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北広島町乳幼児医療費支給条例施行規則(平成17年北広島町規則第71号)に規定する医療費の助成に係る規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月1日規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月26日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北広島町乳幼児医療費支給条例施行規則は、平成26 年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年12月28日規則第23号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第21号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係・第5条関係) (表)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号 (第9条・第10条関係)